

令 和 4 年 度
(令和3年度対象)

教育委員会活動の点検・評価報告書

令 和 4 年 10 月

奄美市教育委員会

目 次

I	奄美市教育行政評価制度の概要等について	1
II	令和3年度教育行政の点検・評価について	
	教育委員会事務局	
(1)	教育総務課	3
(2)	学校教育課	5
(3)	学校給食センター	8
(4)	生涯学習課	9
(5)	文化財課	12
(6)	スポーツ推進課	14
III	奄美市教育行政評価委員の令和3年度点検 評価・意見・要望等について	16
【資料】		
奄美市教育行政評価会議委員名簿		21
奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱		22
奄美市教育行政評価会議設置要領		24
IV	奄美市教育委員会事務局事業点検・評価シート	別冊

I 奄美市教育行政評価制度の概要等について

1 制度の概要について

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行），教育委員会においては毎年，その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を議会に提出するとともに，公表することが規定された。

奄美市教育委員会では，同法の規定に基づき，「教育委員会活動の点検・評価」（以下「点検・評価」という。）を実施し，報告書にまとめた。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は，毎年，その権限に属する事務（前条第 1 項の規程により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならない。

2 教育委員会は，前項の点検及び評価を行うに当たっては，教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 奄美市教育委員会の点検・評価の実施方針について

奄美市教育委員会においては，令和 3 年度に実施した事務事業の内容について，奄美市の教育の各課重点施策を基本に，評価項目を分類，事務事業自己点検・評価シートを作成し，教育委員会事務局内部で評価を実施した後，教育に関し学識経験を有する 6 名で組織する外部評価委員会を開催し，点検・評価実施後に，報告書を取りまとめる。

9 月定例教育委員会での議決を経て，議会へ提出する。

また，報告書は令和 4 年 10 月以降に，奄美市のホームページ等を活用して市民への公表を行うこととする。

3 評価点数結果及び各課の評価項目件数について

71 評価項目の合計評価点数は平均 3.9 点，奄美市教育振興計画に基づく取組の着実な実施のため具体的施策を展開した。

評価項目は，総務課 8 項目（7） 学校教育課 13 項目（13） 学校給食センター 7 項目（7） 生涯学習課 10 項目（31） 文化財課 7 項目（9） スポーツ推進課 4 項目（4）で，合計 49 項目（評価観点 71）である。

4 評価点数について

評価点数は5段階評価とし、以下のとおりとする。

評価	評価の基準	目標等達成の目安
5	目標を十分に達成し、期待以上の成果が得られた。	8割～10割
4	目標を概ね達成し、ほぼ期待どおりの成果が得られた。	6割～8割
3	目標を半分以上達成し、ある程度の成果が得られた。	4割～6割
2	目標をあまり達成できず、成果が少なかった。	2割～4割
1	目標をほとんど達成できず、成果がなかった。	0割～2割

5 令和4年度（令和3年度分）点検・評価の経過等について

- 令和4年 7月 26日 教育委員会自己点検・評価シート作成を各課に依頼
令和4年 8月 16日 事務局自己点検・評価シートのまとめ
令和4年 8月 19日 外部委員への事前点検・評価シートの配付
令和4年 8月 24日 第1回奄美市教育行政評価委員会開催（教育行政評価会議の設置・委嘱状交付・会長の選任・意見聴取）
令和4年 9月 2日 自己点検・評価報告書の作成（委員長協議含む）
令和4年 9月 13日 教育行政評価会議委員報告書最終確認
令和4年 9月 20日 教育委員会事務局報告書決裁
令和4年 9月 26日 定例教育委員会に点検・評価結果報告書の議案提出
令和4年 10月 19日 市議会へ点検・評価結果報告書の提出
令和4年 10月 19日 市民への公表（市ホームページに掲載）

II 教育委員会事務局の点検・評価結果

1 教育総務課

(1) 担当課による自己点検

教育総務課では、令和元年度に「教育委員会の活性化の推進」「学校施設等長寿命化計画の推進」「良好な教育環境整備の推進」の3点を重点課題として位置付け、教育行政の推進に取り組んできた。

毎月の定例会議の実施については、教育行政を進める上で、重要な政策決定の機関であることや、その構成委員の取組について、会議の活性化に繋がることもあり、委員と連携を図りながらその充実に努めた。

学校施設の長寿命化については、令和元年度策定の学校施設等長寿命化計画（計画期間令和2年度～令和22年度）を基に老朽化や整備需要の急増が予想される学校施設について、建替、修繕及び施設の更新の優先順位並びにコストの縮減及び平準化を目的とした長寿命化計画を策定し、施設の維持管理等を令和4年度以降の実施計画について令和3年度に策定した。

また、学校施設整備については、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の避難所として重要な位置づけがあることから、安全性の確保と環境改善に努めた。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 教育委員会では、定例会及び臨時会、学校訪問、各種行事への参加等、各委員がそれぞれの専門性や識見を發揮しながら、教育行政の推進のために活動している。

教育委員会会議については、定例会が原則として毎月1回、必要に応じて臨時会が開催される。令和3年度は、定例会が12回、臨時会が1回の計13回開催した。会議に諮られた議案・報告数は計50件で、条例・規則に関する議案や教育に係る基本方針に関する議案等について審議した。

学校訪問では、授業参観や給食をはさみ経営に関する指導を行い、学校側との情報共有を行っている。併せて、委員の諸行事等への参加をいただき教育行政の現状把握に努めた。

イ 学校施設は未来を担う児童生徒が集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設である。そのことから、施設の維持管理等を着実に推進するため学校施設等長寿命化計画を基に、実施計画の見直しを行った。今後、予算等調整しながら計画的な維持管理ができるよう努めていきたい。

ウ 施設等の主な整備は、朝日小学校では校舎の大規模改修工事を、笠利中学校では体育館改修工事を実施した。

その他、緊急性を考慮しながら、小学校、中学校、教員住宅の修繕を行い、安心安全な学校施設の維持管理に努めた。また、ふるさと納税を活用し黒板やピアノの修繕を、新型コロナ感染症緊急対策事業としてトイレの洋式化整備をおこなった。今後も持続的な活用が図られるよう、学校との情報共有が重要と考える。

エ ふるさと創生人材育成基金については、令和3年度は、新規貸付者18人を含む教育

奨学生 46 人に対して貸付を行った。なお、令和 2 年度末で特別会計を廃止し、令和 3 年度から基金での運用に変更している。

才 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業を活用し、コロナ感染症拡大の影響で、世帯 収入やアルバイト収入の減少等により「学びの継続」が困難となっている島外の学生に、 経済的支援を行った。

2 学校教育課

(1) 担当課による自己点検

学校教育課では、「確かな学力」の定着・向上及び不登校の児童生徒への対応を重点課題として位置付けている。児童生徒の実態等を基に、学校の課題を明確にして、教育行政上の立場から目標値を設定し、その充実に努めた。

「確かな学力」の定着・向上については、「学力向上対策・授業改善5つの方策」の徹底による教員の授業力向上、指導方法改善を図ることにより、主体的・対話的で、深い学びの授業の実践を推進している。また、本市の児童生徒の学力の実態に基づいて、良問や過去問を活用する等、個に応じた指導の充実を図り、これらの取組について評価・改善を図ってきた。さらに、家庭学習の習慣化と充実を図るために、「宿題は学校が出すもの、家庭学習は自ら主体的に行うもの」と定義し、保護者と連携しながら、家庭学習の習慣化と充実に向け、各学校の実態に応じた取組を行っている。

不登校の児童生徒への対応については、教育相談員やスクールカウンセラー(SC)による相談活動等の充実や、他の児童生徒とふれあうことができる環境づくり、学習支援の充実を図ってきた。また、学校と各関係機関との連携が図れるように、スクールソーシャルワーカー(SSW)が、児童生徒の不登校や問題行動への課題に適切に対応するとともに、保護者や児童相談所、福祉機関等の関係機関との連携を密に行ってきました。併せて、学校において、心に届く相談活動を行っていくために、臨床心理に関して専門的な知識及び経験豊富な者をSCとして中学校に配置し、生徒・保護者・教職員へのカウンセリングの充実を図っている。教育相談員が通室した児童生徒を受容するふれあい教室は、児童生徒・保護者・学校からのニーズに対応し、成果を上げている。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「鹿児島学習定着度調査」の結果を基に、本市の学力の分析を行い、取り組むべき課題を明確にしている。分析結果を管理職研修会や学力向上推進委員会等で、管理職や教員に説明し、各校で学力向上対策を図る際の方向性を示した。また、各校の実態が異なるため、各校の具体的な対策状況を調査した上で、実態を把握し、学校の課題解決に向けての支援を行った。

令和3年度については、県平均を上回った教科が、小学校5年生の1教科(社会)、中学校1年生3教科(社会、数学、理科)、中学校2年生3教科(国語、社会、理科)であった。これまで大きな課題であった中学校数学が、1年生のみではあるが、県平均を超えたことは「学力向上対策・授業改善5つの方策」による授業改善が図られてきた1つの成果であると考えている。今後も、課題の解決に向けた取組を充実させる必要がある。

イ 「標準学力検査」について、全国との比較のもと、奄美市の教育水準を把握するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることにつながった。各校においても、成果や課題を明確にし、指導方法の改善が図られた。また、児童生徒一人一人の学力の状況を把握し、個に応じた指導も充実してきている。今後も、指導方法改善、個に応じた指導の充実に生かす検査として継続していく必要がある。

- ウ 「一人一研究授業」では、目標を実施率 100%とし、教師一人一人の授業力向上を図ることができた。また、指導主事の派遣により、学校の研修内容や個人研究のテーマと関連した授業になっているかについて指導・助言を行った。実施率 100%の実現に向けて、学校全体で計画を立てたり、管理職から個別に指導したりするなどの取組を今後も継続していく。
- エ 「指導主事派遣」を通して、学校の課題に応じた指導や助言を行うことによって、指導方法の改善や教職員の資質向上を図り、確実な学力の定着や積極的な生徒指導などに向けた学校の取組を支援した。
- オ 「あまみ授業セミナー」では、市内の教諭の教科指導力を高めるため、鹿児島大学教育学部附属小学校・附属中学校の教諭を講師として招聘し、主体的な学びを実現する授業づくりの視点にたった研修会を行った。実際の授業の映像を見て議論したり、議論を基に指導案を作成して模擬授業を行ったりし、教職員の資質向上を図った。
- カ 小・中連携研修会「あまみっ子」ジョイントプランでは、各中学校区で小・中連携の取組が実施され、指導方法改善に対する意識が各学校において高まっている。特に、小・中学校で、児童生徒を主役とした授業を行うということを市全体で共通理解し取り組んでいる。また、小・中学校で共通に取り組む共通実践事項の設定など、各中学校区の実態に応じた小・中連携が充実してきている。
- キ 「特別支援教育支援員配置事業」では、特別支援教育支援員を 32 人配置し、特別な支援を要する児童生徒の困り感に寄り添い、自己肯定感や自己有用感を味わいながら学習できるようにした。特別な支援を要する園児、児童生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置を希望する園・学校数も増加しているため、次年度の配置については、各学校からの実態報告と訪問を通した実態把握を基に行い、より効果的配置になるよう努めている。
- ク 「講師配置事業『あまみっ子』すくすくプラン」では、小学校 5・6 年生で 1 学級 36 人以上在籍する学校（奄美小 6 年及び伊津部小 6 年）に市費で教員を加配して、35 人学級を実現したこと、学級の児童一人一人に寄り添い、きめ細かな学習指導や生徒指導を行うことができた。
- ケ 「あまみスクールソーシャルワーカー配置事業」では、児童生徒や保護者及び家庭環境への支援に取り組むことができた。学校だけでは対応の難しい家庭の状況の把握や、保護者に寄り添いながら思い等を把握することで、適切な対応や関係機関との調整を図ることができた。また、S S Wが学校と連携しながら、家庭訪問等を含む児童生徒や家庭環境の支援に取り組むことで、教職員の負担軽減にもつながっている。
- コ 「あまみスクールカウンセラー配置事業」では、スクールカウンセラー 1 人を名瀬中校区、金久中校区、朝日中校区、小宿中校区に配置し、課題を抱える児童生徒や保護者、教職員に対し、カウンセリング等の教育相談を実施することで心理的負担の軽減を図ることができた。また、学校での面談が難しい児童生徒や保護者には、学校外部（教育委員会相談室、ふれあい教室等）での教育相談にも応じ、年間の訪問回数等限られた条件（総数 55 回）でのカウンセリング活動ではあるが、計画的に充実した活動が図られており、職員研修等での活用もなされている。
- サ 「ふれあい教室相談員配置事業」では、登校に不安を抱える児童生徒が、2 人の教育

相談員の支援の下、社会的自立を目的に、安心して学習や体験活動に取り組むことができている。他者との交流をとおして、自己理解や相互理解が深まり、自尊感情の高まりや他者との信頼関係の構築が図られつつある。その結果、定期的に登校できるようになった児童生徒も見られる。(令和3年度児童生徒利用者数15人(小2人、中13人))

また、保護者や教職員からの相談等にもその都度対応を行っている。

6 学校給食センター

(1) 担当課による自己点検

奄美市立学校給食センターは、平成30年9月から供用開始となった。「学校給食衛生管理基準」を満たした施設で、安心安全でおいしい給食の提供のために「衛生管理の徹底」「食物アレルギー対応の充実」「災害に強い学校給食センター」「地場産品の積極的な活用」の4点を基本に掲げ、将来を担う子どもたちの笑顔のために、日々学校給食を提供している。

衛生管理については、食中毒を発生させないよう調理場での手洗いや消毒を徹底、全職員対象の腸内細菌検査を行っている。また、納入される食材及び調理機器についても細菌検査を実施し、衛生管理の徹底に努めている。

食物アレルギー対応については、命に関わることであることから、調理や配食について細心の注意を払いながら実施している。

災害の対策としては、学校給食の提供ができないことがないよう、施設の強化と非常時の対応を実施している。

給食の献立に郷土料理を取り入れ、児童生徒の食育への貢献と地場産品の積極的な活用に取り組んでいる。

(2) 各事業の主な成果と課題

- ア 「学校給食センターの管理運営」について、笠利地区では学校給食センター運営委員会及び給食担当者会を年2回開催することができたが、名瀬・住用地区においては開催することができなかった。
- イ 衛生管理については、調理場における汚染区域と非汚染区域の区域分けや手洗い、消毒の徹底を行った。また、納入食材の細菌検査を学期に1回、調理機器の細菌検査を年1回行っている。腸内細菌検査を月2回、全職員を対象に実施している。
- ウ 食物アレルギー対応については、新1年生や新規で対応食を希望する保護者と面談を実施している。対応食の調理については、栄養教諭が作成する工程表を確認しながらアレルギー原因物質が混入しないようアレルギー対応食専用調理室で調理しており、配食については、受取チェック表を作成し、コンテナ室の担当者や学級担任に誤配がないようチェックを実施している。
- エ 災害の対策として、道路の寸断や学校給食センターが被害に遭い、給食の提供ができないことを想定し、各学校へ非常食の備蓄を行っている。
- オ 地場産品の活用と郷土料理による給食の提供を実施し、食育及び食文化の継承に努めた。
- カ 新型コロナウイルス対策事業として、2学期以降の学校給食費の半額減免を行った。

3 生涯学習課

(1) 担当課による自己点検

生涯学習課では、「家庭・地域の教育力向上」「生涯学習の推進」「文化の振興」の3点を重点施策として位置付け、多様化する市民のニーズに応えられるよう、「奄美市第2期教育振興基本計画」及び奄美市教育行政の重点施策「地域に根ざしたふるさと教育」の方針に沿って各事業を進めている。

「家庭・地域の教育力向上」では、「家庭の日（毎月第3日曜日）」の普及・啓発を管理職研修会だけでなく、3支所各区長が集まる駐在員会・嘱託委員会等においても行い、定着を図っている。

さらに、家庭教育学級研修会や奄美市子育て講座などへの参加促進を図り、家庭・地域の教育力向上に努めた。

「生涯学習の推進」では、令和3年度は新型コロナの影響により開催できなかつたが、「奄美市生涯学習推進大会」「すみようふれあいフェア」「笠利まちおこしフェスティバル」を毎年実施している。なお、令和3年度の奄美市生涯学習推進大会は、小中学生の島口による将来の夢発表や環境調査の報告の収録を行つた。

また、多様化する市民のニーズに応えるべく、各公民館・分館で、生涯学習講座を開設し、生涯学習機会の充実と生涯学習環境の整備を図っている。

それに伴い、生涯学習活動の拠点施設として、「奄美市市民交流センター」が令和3年9月末に完成し、10月からオープンした。

「文化の振興」については、「奄美市民文化祭」及び「奄美市美術展覧会」を中心に、地域住民の作品発表の場や鑑賞の機会を提供するため、両イベントを例年どおり開催する予定であったが、新型コロナの影響から令和2年度に引き続き、令和3年度も中止となつた。

令和3年3月20日に奄美市民歌が制定され、令和3年度から市民歌の広報活動を行つてゐる。学校の校内放送や市役所の庁内放送などで活用いただいているが、各種イベントでの演奏計画などが、新型コロナの影響から、イベント等の中止もあり、現状では広報が不十分である。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「家庭教育に関する学習機会の充実」の主な取組として、「家庭の日」の普及・啓発だけでなく、定着を目標に、市内各小・中学校へ第3日曜日の市民清掃等の参加人数報告を依頼した。

また、3支所それぞれの各区長が集まる駐在員会・嘱託委員会等において、市民清掃への理解と協力を依頼した。課題は、児童生徒の参加を含め、市民の参画意識がまだまだ不十分である。

イ 「子ども会活動の充実」では、「奄美市子ども大会」や「子ども会対抗球技大会」等、実施する方向で準備を進めたが、新型コロナの影響により中止せざるを得なかつた。

さらに、各単位子ども会においては、感染対策を徹底し、工夫した取組を行うところも見られた。

ウ 「PTA活動の充実」の主な取組として、家庭教育に関する4つの運動の推進（「早

寝・早起き・朝ごはん運動」「家庭学習 60・90 運動」「ともに親しむ読書運動」「島唄・島口、美ら島運動」）を図るために、啓発リーフレットを各小・中学校へ配付するとともに、管理職研修会や P T A 研修会等で活用を促した。

また、市の校外生活指導連絡協議会と連携して「携帯・スマホ 10 のルール」や市 P T A 連絡協議会で「家庭学習のきまり」を、家庭向けリーフレットを作成し、市内全戸数に配付し、啓発を行った。県 P T A 広報紙コンクールにおいては、小学校の部で佐仁小学校 P T A が最優秀賞を受賞した。

エ 「体験活動の充実」の取組としては、子ども読書活動の推進があり、新聞社やあまみ FM と連携し、「あまみ子ども新聞・応援プロジェクト」を毎月実施した。また、ふれあい和光塾も開講し、野菜作りをとおして、和光園との交流を図った。子ども環境調査隊は、夏休みに 2 泊 3 日で徳之島に行き、現地のジュニアリーダークラブと一緒に合同調査を行った。

オ 「生涯学習機会の充実」の取組としては、事前のアンケートや感染対策を徹底し、3 地区それぞれ新成人のつどいを、人数を制限して開催することができた。また、奄美市地域女性団体連絡協議会及び「奄美市ふるさとを興す女性会」の指導・育成を目的に引き続き、社会教育指導員を 1 名配置し、その活動を支援している。3 地区それぞれの地域女性団体連絡協議会によっては、新規加入者の減少や役員の高齢化などの課題を抱えている。

カ 「生涯学習に関する研修会の充実」の主な取組として、郷土への愛着の心を育み、地域イベント等のボランティアをとおして、仲間との親睦を深めることを目的としたジュニア・リーダークラブ「TsuMuGi」の活動の参加促進を図った。

キ 「生涯学習環境の充実」について、令和 3 年 10 月に旧名瀬公民館に代わる生涯学習活動の拠点施設として、「奄美市市民交流センター」がオープンし、名瀬公民館（※旧金久分館）及び 2 分館と併せて、令和 4 年度までは奄美市の直営施設として管理している。施設の運営については、これまでの実績から令和 3 年度まで名瀬公民館・分館の管理運営を行ってきた、N P O 法人アマミーナへ業務委託として運営委託している。令和 5 年度以降は、指定管理者の公募を行い、管理運営を行う予定である。新型コロナの影響から令和 3 年度は閉館期間もあったが、市民交流センターのオープンもあったため、令和 2 年度に比べ、市民交流センターを含む公民館施設の利用者は増加しており、今後も増加傾向が予想される。

名瀬公民館の管理運営受託者は、指定管理時代から多種多様な自主事業、読み聞かせ、健寿大学、川柳大会等を実施するとともに、名瀬公民館及び分館の利用活性に取り組んでいる。今後は、さらに利用者のニーズに合った図書購入や、図書検索システム等の活用を図っていきたい。

ク 「子供たちの情操教育事業」として、児童生徒に歌う楽しさや歌の響きあう魅力を感じ、創造的で情緒あふれる心を育むため、「奄美市少年少女合唱団」を平成 26 年度から結成している。練習は、毎週土曜日（第 2 週は日曜日）に行われ、34 人（令和 3 年度）の団員が元気な歌声を響かせる活気あふれるまちづくりに資することを目指している。令和 3 年度は、12 月に商店街歳末イベントに出演し、奄美市民歌の合唱も披露した。

- ケ 「奄美市民文化祭」及び「奄美市美術展覧会」を中心に、地域住民の作品発表の場や鑑賞の機会を提供するため、両イベントを例年開催しているが、新型コロナの影響から令和2年度に引き続き、令和3年度も中止となった。多数の来場者を集めるイベントは、今後、感染症対策は切っても切り離せない関係が続くと考えられる。感染症対策を取り入れたイベント開催方法を作り上げていく必要がある。
- コ これまでの「奄美市文化功労表彰」を令和3年度から「奄美市文化・地域づくり功労表彰」に名称を変え、芸術文化活動の振興に功績のあった個人・団体及び青少年の健全育成活動や地域貢献など地域づくりに貢献した個人・団体、計：個人12人、8団体を表彰し、活動の功績や長年の地域への貢献を称えた。
- サ 令和3年3月20日に制定された奄美市民歌は、新型コロナの影響もあり、イベント等での披露が中々実施できていないが、今後は様々な機会で披露していきたいと考えており、学校の吹奏楽部での練習曲への導入や市内の音楽愛好団体へのアピール活動を行い、早く市民に親しまれるような市民歌となるよう積極的に働きかけていきたいと考えている。
- シ 令和3年度新型コロナ臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業として、新型コロナの影響から学校行事や部活動等、活動が制限された児童生徒の仲間との交流を促進するため、学校行事や各種団体の活動に対し、助成金を交付し活動支援を行った。

4 文化財課

(1) 担当課による自己点検

文化財課では、市内に所在する自然・歴史・文化に関する遺産の調査研究や収集、文化財指定等を行うとともに、所有者の理解と協力を得ながら、文化財の整備・保存・活用に取り組んでいる。

大きく2つに分けて、当課所管の奄美博物館・歴史民俗資料館・宇宿貝塚史跡公園の展示内容等の充実を図る博物館業務と、国指定史跡「宇宿貝塚」・「赤木名城跡」・「小湊フワガネク遺跡」の環境整備及び史跡を核とした文化財保護業務に取り組んできた。

令和3年度の主要な事業としては、奄美博物館での世界自然遺産登録記念企画展「生物宝庫の島々」の開催、1階展示室内にキッズルームの新設、自然に関する高精細映像制作などが挙げられる。

奄美大島が世界自然遺産に登録され、多くの方々の来島・来館が予想されるため、多種・多様な価値観に対応しながら、自然・歴史・文化に関する情報の発信に努めていく必要がある。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「子どもたちの情操育成」の一環として、必要に応じて「先人に学ぶ 島口教訓カレンダー」を幼稚園、小中学校等へ配付した。

また、学校の授業の中で島口伝承の講座等を実施するにあたり、その地域の文化伝承に精通した方々を講師として招聘するため、その支援を行った。

奄美出身及び島口を話せる教諭が少なくなってきたこともあり、音声の教材が必要になってきていることから、令和3年度は赤木名中学校区にある各集落での「先人に学ぶ 島口教訓カレンダー」の音声CDを作成し、小中学校へ配布した。

イ 「宇宿貝塚史跡公園管理・運営事業」について、入館者目標値1,500人に対し、実績値は1,114人、達成率は74.3%であった。

今後は、資料保存・展示及び教育普及活動など、館本来の業務体制の確立に努め、史跡公園の歴史的価値を伝えていきたい。

また、建物の老朽化に伴い、雨漏れや屋根の騒音が進行している状況を踏まえ、令和3年度から保存活用計画の策定を進めており、抜本的な施設改修を行う必要があると考えている。

ウ 「奄美博物館管理・運営事業」について、入館者数目標値10,000人に対し、実績値は7,630人（臨時休館131日間）、達成率は76.3%であった。

令和2年度に引き続き、平成30年度の台風により倒壊した博物館屋外展示「高倉」1棟を再建し、伝統建築物保存伝承に努めた。

国・県指定天然記念物を中心に、哺乳類及び鳥類の剥製標本を15体製作した。昨年度ともに世界自然遺産に登録された徳之島・沖縄島北部・西表島に生息する動物の剥製標本の充実化を図り、来館者の満足度向上を図る。

エ 奄美の自然・歴史・文化に関する講座を4回（141人），島内各地の学校や各種団体への出前授業を34回（1,293人）実施するとともに，博物館実習及びインターーンシップ研修及び教職員研修の受け入れを行った。

博物館自主講座として，親子自然体験会（24人）及びオンライン自然講演会（75アカウント）等の主催イベントを開催した。

「世界自然遺産推進事業」を活用し，奄美大島の自然・歴史・文化の情報発信を目的とした奄美旧暦行事カレンダーを，A4版は5,000部，A3版は1,000部作成し，島内外へ無償配布，販売を行った。

また，市内の小中学生向けに奄美大島に生息・生育する希少な動植物を小冊子にまとめた『奄美大島いきものずかん』を刊行し，市内全校生徒・教諭へ無償配付した。

また，「古文書解読自主講座」14回（延べ317人）及び「古文書サークル」14回（延べ140人）の支援を行った。

令和元年度に展示リニューアルした奄美博物館の展示内容を掲載した公式ガイドブック『博物館が語る 奄美の自然・歴史・文化』を一般向けに販売した。

オ 「歴史民俗資料館管理・運営事業」について，入館者数目標値2,000人に対し，実績値は1,606人，達成率は80.3%であった。

開館から40年以上が経過し，老朽化・経年劣化が進んでいるため，今後は施設の経年劣化箇所の修繕及び今後の施設のあり方を検討する必要がある。

カ 新型コロナ感染症緊急対策事業の一環として，「お家で奄美デジタル博物館事業」を実施し，令和2年度に引き続き奄美大島の季節（春・夏編）に関する高精細映像を制作して，四季全てのバージョンが完成し，奄美博物館公式YouTubeで公開した。

キ 「文化財保護事業（文化財保護総務事業）」については，開発計画及び行為に対して協議調整を行った（埋蔵文化財に係る照会と調整：10件，天然記念物に係る照会と調整：6件）。

ク 文化財保護法第94条に基づき，確認調査1件（笠利町須野：あやまる岬観光講演ソテツジャングル内）を実施した。

ケ 「ふるさと納税活用事業」を活用して，奄美群島日本復帰請願署名簿・作文集のレプリカ製作及び指定文化財「モダマ自生地」，「辺留城古墓（べるぐすくこぼ）」，及び小湊集落内に文化財案内板2基を設置した。

コ 令和元年度に策定した史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画に基づき，恒久的な遺跡の維持管理及び保存活用を図るため，小湊集落内の文化財案内板を2基設置した。

5 スポーツ推進課

(1) 担当課による自己点検

本市の生涯スポーツ・学校体育の推進は、平成8年策定の「奄美スポーツアイランド構想」において基本理念として掲げる「スポーツで癒す島」に基づいて推進されている。

本構想におけるスポーツとは「老若男女誰もが、いつどこでも実践できる健康スポーツから競技者としてハイレベルな勝敗を競うトップスポーツまでの幅広くかつ奥行きの深い活動の総称」であり、そのために社会体育施設の適正な維持管理や計画的な改修、学校体育施設の開放等に努めているところである。

しかしながら、児童生徒、また一般の青年層においては、スポーツ少年団活動や部活動、社会人による各種スポーツチームなど、スポーツに接する機会が一定量確保されているものの、高年齢層については乏しく、今後は市体育協会や加盟団体、施設の指定管理者や「総合型地域スポーツクラブ」などとの協働した機会創出の施策推進が必要と考えている。

スポーツ合宿に関しては、平成11年に発足した「奄美スポーツアイランド協会」（事務局：スポーツ推進課）を中心に積極的に歓迎行事や誘致活動などを展開しており、冬季における優良な合宿地として、実業団チームや国内トップアスリートの来島が後を絶たず、宿泊施設の予約が困難という状況も見受けられる。

当然、来島する団体数や人数などに新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、withコロナの時代を迎え、順調に復調の兆しを見せている。

また、令和5年10月の「燃ゆる感動かごしま国体『特別国民体育大会』（相撲競技）」に関しては、国・県相撲連盟と深く連携し国体に関する情報を把握するとともに、大会の進行を担う放送委員の育成など、大会の成功に向け取り組んでいる。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 新型コロナウイルス感染症対策と市民スポーツの推進について

令和3年度においては社会体育施設の閉鎖と学校体育施設の開放停止措置を4回（うち3回は期間延長）累計132日間実施し、スポーツ活動の停止が余儀なくされた。

今年度より奄美大島コロナ警戒レベルの見直し（～感染防止対策の徹底と社会活動の維持に向けて～）がなされ、施設の閉鎖措置等は当面の間、担当部署による判断となったものの、引き続き、施設毎に感染防止対策を徹底し、施設利用時等を起因とするクラスター感染の発生を未然に防ぐことが重要な課題と考えている。

イ 各種スポーツ行事の開催について

コロナ禍となった令和2年より「中止」となっている本市主催の各種スポーツ行事についても、前述の（ア）同様に、感染拡大防止対策を徹底しながら、withコロナ時代のスポーツ活動の在り方を模索・確立していくことが課題となっている。

ウ スポーツ合宿の発展について

平成初期に始まった本市のスポーツ合宿受け入れに関しては、およそ30年を迎える奄美スポーツアイランド協会を中心とした受け入れ体制の強化・再構築を目的として、令和3年度より補助事業を導入し、国内先進地の体制また自治体との関係性等について調査研究を実施している。

今後は、調査結果を基に、観光業の閑散期（冬季）における主要な事業として持続的に発展できるよう、本市におけるスポーツ合宿の在り方、受け入れ体制の強化を図り、県内外へ広くその魅力を発信していくことが重要と考えている。

エ 燐ゆる感動かごしま国体『特別国民体育大会』（相撲競技）について

令和2年度から令和5年度へ3年度延期になり、市民また関係者の機運の落ち込みも懸念されるところである。

そのため、令和4年度においては、他県国体選手との公開合同練習、市内個人選手権及び職域対抗戦などの「機運醸成」を目的としたイベントの開催し、奄美群島初となる令和5年10月の国体開催に向けて準備に取り組んでいる。

(参考) スポーツ合宿の団体数・実人数・延宿泊人数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
団体数	59	59	74	86	82	78	69	72
実人数	912	975	1,338	1,500	1,466	948	730	883
延宿泊人数	7,988	9,247	10,694	11,447	12,068	9,196	8,033	8,764

※県内の合宿を除く

III 教育行政評価委員の令和3年度点検評価・意見・要望等について

■教育総務課

(委 員)

島外で頑張る学生支援事業について、何名の人に通知し、申請があった人にはすべて支給されたのか。

(教育総務課長)

より多くの学生に申請をしていただくため、通知ではなく、広く広報活動やPRをおこなった。申請があった中には、奄美市に住民登録を有し居住している、という保護者の条件を満たしていない、あるいは在学校がその対象となる学校ではなかった、という例が10件ほどあり、支給対象外となった。

令和3年度の支援実績は841人。

(委 員)

学校施設の長寿命化計画の中で、トイレの洋式化をもっと推進してほしい。
各ご家庭ではもうほとんど和式トイレがない環境で、特に小学校低学年の児童が学校の和式トイレに慣れることができない現状があり、学校は困っている。

(教育総務課長)

トイレの洋式化については学校からの要望も多いが、限られた予算の中で一斉洋式化は厳しい状況である。長寿命化計画の大規模改修などに合わせ実施できればと考えている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、補助金等を使い一部洋式化を実施した。

(委 員)

奨学金で、複数年にまたがり返還が滞っている人に対し催告通知をおこなったとあるが、個別に、毎月の返還額や今後の返還方法についての相談などは受けていないのか。

(教育総務課長)

新型コロナにかかる収入減少なども踏まえ、申請や相談があり条件に該当する場合は、返還を猶予している。

昨年度催告通知した中でも、これまでに4件ほど返還を猶予している。

■学校教育課

(委 員)

特別支援教育支援員配置事業で32名を配置したとあるが、要望した学校全てに配置することができたのか。

(学校教育課長)

学校の要望も聞きながら配置するが、要望どおりには配置できないこともある。障害の状況、児童生徒の状況により、学校教育課で判断して配置している。

(委 員)

学力向上について、学校においては先生方が子どもたちに授業の充実を図りながら、あるいは研修会を通して、特別支援教育支援員も一緒になり取り組まれているのは、充分わかります。

学校での授業の充実や予習ももちろん大事ですが、復習することによって学力の定着が図られるということを再認識していただきたい。

保護者にも、家庭において復習する習慣が大事だという意識をもってもらうのが、学力向上の大きな要点ではないかと思う。

■学校給食センター

(委 員)

「新型コロナウイルス感染症緊急対策事業の実施」において評価が5となっているのは、給食配食ができなかつた日があるのは令和4年度のことなので、3年度の評価では5であると理解してよいか。

先日、議会等でも関連質問があり、その答弁の中では、センター内の新型コロナウイルス感染症対策マニュアルはできていないということであったが、評価が5でよいのか。

(学校給食センター所長)

この事業施策は、学校給食費の減免を実施することによって、新型コロナウイルスによる世帯の負担を軽減するものであり、評価の観点は学校給食費の減免であるため、評価を5とした。

(委 員)

災害に強い給食センターとして非常食備蓄を行ったとありますが、これは何日分の備蓄なのか。また、賞味期限の処理対応はどのようにしているのか。

(学校給食センター所長)

基本的に、1食分を備蓄している。また、年度末に消費することにより、毎年、更新している状況である。

■生涯学習課

(委 員)

市民清掃について、児童生徒の参加率 24.9 パーセントは低くないか。

子供が参加しやすい雰囲気を作っていただきたい。

また、どのように力を入れているのか具体的に教えていただきたい。

(生涯学習課長)

市民清掃は重要な活動であり、児童生徒の参加率を上げなければならぬと常に思っている。

学校、また学校を通じて子ども会のご協力などをいただきたいと考えており、校長・教頭研修会の都度、児童生徒への推進をお願いしている。

地域ごとの取組を推進したいが、自治会や子ども会活動が盛んでないところの子供の参加率を上げるのが課題だと思う。

昨年度はコロナの影響で人が集まる場への参加が難しいこともあって、参加率の低下がみられたと考えている。

(委 員)

市民清掃等に関して、子ども会への呼びかけは、学校を経由せず直接おこなっていただきたい。

また、児童生徒の参加率以前に、大人の参加も少ない。

市民清掃推進のためには、今後何か考えないとならないと課題に感じている。

(委 員)

令和 3 年度の「新成人の日の集い」は何年ぶりかに実施したと思うが、「点検・評価報告書」にあげなくてよいのか。

(生涯学習課長)

「点検・評価報告書」において少々掲載しているが、実施・実績に関する掲載の仕方については、検討したい。

(委 員)

市民交流センターの利用者数などについて、公民館利用者と同様に実績を掲載してはどうか。

また、オープンから半年の利用者数を何名と想定したのかはわからないが、約 5 万人が利用したということであれば、目標を十分に達成して想定以上の効果があったと評価してもよいのでは、と感じる。

(生涯学習課長)

市民交流センター利用者については、オープンから半年の実績を評価シートに掲載し、評価もその点を考慮したい。

■文化財課

(委 員)

シマグチシマユムタ伝承事業で、笠利地区の音声 CD 制作とあるが、名瀬地区でもぜひ実施してほしい。学校には島口カレンダーを置いてあり児童生徒も目にはするが、実質話すことはできないため、伝承について危惧している。

(文化財課長)

音声 CD 制作事業は、令和 4 年度は古見方、5 年度は上方、6 年度は下方で実施予定にしており、年度末にそれぞれの地区内の学校に配布予定。

(委 員)

奄美博物館管理運営事業について、評価の観点が入館者数である以上、コロナ禍であったことに関わりなく、実質入館者数をもって評価すべきではないか。

(文化財課長)

評価について、観点と照合し見直したい。

(委 員)

旧暦カレンダーについて、毎年完売しているのか？在庫が残るのか？

内容をみると、自然遺産に関する動植物が多く掲載されているので、世界遺産センターなどで販売できれば、販売時期にも関係なく、カレンダーという目的以上に、観光客にも人気ができるのではないかと感じる。

(文化財課長)

旧暦カレンダーは、販売とは別に無償配布や、ふるさと納税の返礼品としても多く活用しているが、年度末には数百部という単位で在庫が残る。

今年度作成した A3 の動植物が掲載されたカレンダーは、ほぼ完売している状況。

世界遺産センターは環境省と奄美の 5 市町村で管理運営をしているので、カレンダー委託販売についても問合せを検討してみたい。

(委 員)

歴史民俗資料館は、その手前の宇宿貝塚により目立たない。軌道確保などアピール対策を考えいただけないか。

(文化財課長)

直ちに名案は浮かばないが、現地確認のうえ検討したい。

(委 員)

島口カレンダーについて、発音などが各集落によって若干違うのは承知しているが、フリガナ

の打ち方がどうも腑に落ちないものもある。何かの機会にフリガナの打ち方を再検討いただけないか。

■スポーツ推進課

(委員)

評価については、ほぼ妥当だと思う。

生涯学習課の評価中にあった文化部活動への補助について、スポーツ部も同様の補助があり、昨年度は特に大島高校野球部への補助もあったと思うので、評価として挙げるよう検討いただきたい。

(スポーツ推進課補佐)

スポーツ活動に関する大会出場補助は、各種スポーツ行事の開催」項目に、大島高校野球部への補助も含んで掲載しているが、表記については、実績件数や人数を掲載するよう、生涯学習課に揃えるようにする。

■全般

(委員)

評価の段階の捉え方が、各課によって若干ばらつきがあるのではと感じた。各課長は、他の課長の評価も見ながら担当課の評価について再度検討してみてはどうか。

(教育長)

ご指摘ありがとうございます。確かに評価基準がまちまちであると、公正な評価と言えない部分が出てくるということがあるので、その考え方について、再度しっかりと共通理解を図り評価をしていきたい。

【総評】(有田会長)

コロナ禍の中で、各課・学校給食センターの各事業の推進に当たっては、大変ご苦労されたであろうと感じる。

実施された各事業では、ほとんどが評価3以上の成果が見られた。中には課題等の項目もあつたが、今後とも限られた予算の中で効率の良い事業の実施にご尽力いただきたい。

これからも、各事業の推進にあたっては、前年度の反省を踏まえ、計画・執行・点検・評価・改善のサイクルのもと実施いただきたい。

また、市長部局や他機関との連携をより一層図りつつ、職員の職務に対する意識のさらなる高揚や、心身の健康管理にも努めていただきたい。

奄美市教育行政評価会議委員名簿

任期：令和4年8月24日～令和5年3月31日

氏 名	分 野 別	役 職 等
有田 勇	教 育	元奄美市立朝日小学校校長
森山 利男	文 化	奄美市文化協会事務局長
茂木 幸生	文 化 財	奄美市文化財保護審議会委員
山田 春輝	ス ポ ー ツ	奄美市体育協会理事長
都 八代美	生 涯 学 習	社会教育委員（奄美市地女連代表）
仲 克 人	教 育	奄美市立小中学校校長協会会长

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

平成20年9月26日教育委員会告示第2号

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理及び執行の状況について、自ら実施する点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の基本的な在り方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握し、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定に基づく点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。
- 3 前項に規定する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、奄美市教育行政評価会議を設置するものとし、必要な事項は、別に定める。

(評価の基本的な事項)

第3条 教育委員会は、点検及び評価の実施に当たり、次に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 点検及び評価の対象に関すること。
- (2) 点検及び評価の実施方法に関すること。
- (3) 点検及び評価の対応方針等の決定（以下「結果」という。）に関すること。
- (4) 点検及び評価の結果の施策への反映に関すること。
- (5) 点検及び評価の結果の公表に関すること。
- (6) その他点検及び評価の実施に関し必要なこと。

(報告書の作成及び公表)

第4条 教育委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により作成した報告書を議会に提出するとともに、公表するもの

とする。

(市民の意見及びその反映等)

第5条 教育委員会は、公表した報告書について市民から意見があった場合には、施策又は点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

(点検及び評価の改善の検討)

第6条 教育委員会は、毎年度、点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、その改善について検討を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

奄美市教育行政評価会議設置要領

平成20年9月26日教育委員会告示第3号

奄美市教育行政評価会議設置要領

(趣旨)

第1条 奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱（平成20年奄美市教育委員会告示第2号）第2条第3項に規定する奄美市教育行政評価会議（以下「評価会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、教育委員会の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会の点検及び評価の方法に関すること。
- (2) 教育委員会の担当者が実施した点検及び評価の一次評価に関すること。
- (3) その他教育委員会の点検及び評価に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 評価会議は、6人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、教育委員会が委嘱してから点検及び評価の結果を公表するまでの間とする。
- 4 評価会議に会長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 5 会長は、評価会議の会務を総理し、評価会議を代表する。
- 6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適當と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、評議会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。